

大分市創業者応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るため、創業時に必要な初期費用を助成することで創業者の資金負担を軽減し、本市における創業と創業後の成長を促進するため交付する大分市創業者応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項に規定する創業及び事業を営んでいない個人が新たに企業組合を設立し、又は中小企業者等が協業組合を設立し、当該新たに設立された企業組合又は協業組合が事業を開始することをいう。
- (2) 創業者 法第2条第29項に規定する創業者（同項第1号から第4号までに掲げる者に該当する者に限る。）及び創業により設立された企業組合又は協業組合であって、その設立の日以後5年を経過していないものをいう。
- (3) 中小企業者 法第2条第22項に規定する中小企業者（次に掲げる中小企業者を除く。）をいう。
 - ア 一の大企業（中小企業以外の企業をいう。以下同じ。）が当該中小企業の発行

済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資しているもの

イ 複数の大企業が当該中小企業の発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資しているもの

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は従業員が兼務しているもの

(4) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設又は臨時のものその他その設置が恒常的でないもの及び住居兼用のものを除く。）をいう。

(5) 特定創業支援等事業 法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業であって、大分市創業支援等事業計画に記載されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する創業者であること。

ア 個人事業主として市内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している個人であって、市内に住所を有し、又は有することを予定しているもの

イ 市内に本店を置く会社を設立することを予定している個人

ウ 市内に本店を置き、又は市内に本店を移すことを予定している法人

(2) 中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。

(3) 特定創業支援等事業による支援を受けている、又は受ける予定であること。

(4) 市税を完納していること。

(5) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあつては代表者を含む。）が、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、第6条第3項の規定による場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業

イ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

エ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

オ 補助金の交付を受け当該補助金に係る事業所を賃借している者から当該事業所を転貸借（事業所の一部の転貸借を含む。）して行う事業

カ その他市長が適当でないとする事業

(3) 本市から第5条第1項に規定する補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする補助等を受けている者

(補助対象事業)

第4条 本市から補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、補助対象者が、創業又は創業後の事業規模の拡大を行う事業であって、事業活動を行うための新たな事業所の開設（賃貸借契約によるものであって、開設場所が市内であるものに限る。）を伴うものとする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付の対象となる期間（以下、「補助対象期間」という。）は、別表のとおりとする。

2 国、県その他の機関から補助対象事業について補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする補助等を受けている場合においては、当該補助対象経費の合計額から、当該補助等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市創業者応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(1) 事業計画書

(2) 市税完納証明書

(3) 誓約書

- (4) 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (5) 法人登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (6) 税務署に提出した開業届出書の写し（申請者が創業後の個人である場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 申請は、同一の補助対象事業につき通算2回（一の年度につき1回）まですることができる。この場合において、2回目の申請時には、第1項第3号から第6号までに規定する書類を省略することができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定をし、大分市創業者応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、

市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで到大分市創業者応援事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 契約書及び支払を証する書類の写し
- (4) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明
- (5) 住民票の写し（補助事業者が個人であって、申請時に提出していない場合に限る。）
- (6) 法人登記事項証明書又は税務署に提出した開業届出書の写し（申請時に提出していない場合に限る。）
- (7) 補助金の交付決定を受けた事業により開設した事業所の写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、前項の規定による実績報告時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにな

ったときは、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市創業者応援事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市創業者応援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、第9条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（第8条第2項の規定により減額した場合は、その減じた額を上回る部分の金額）を大分

市創業者応援事業補助金消費税等仕入控除額確定通知書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年9月17日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に係る特例）

2 本市又は国、県その他の機関から新型コロナウイルス感染症に係る補助等（補助対象経費と同一の経費を交付の対象とするものに限る。）を受けている者については、第3条第2項第3号及び第5条第2項の規定を適用せず、別表補助金の額の欄の規定の適用については、同欄中「とする」とあるのは「とする。ただし、本市又は国、県その他の機関から新型コロナウイルス感染症に係る補助等（補助対象経費と同一の経費を交付の対象とするものに限る。）を受けている補助対象者に係る当該額と当該補助等の額を合算して得た額が当該補助対象経費の額を超える場合は、当該補助対象経費の額から当該補助等の額を減じて得た額とする」とする。

（新型コロナウイルス感染症に係る特例に関する適用区分）

3 前項の規定は、令和2年4月1日から市長が別に定める日までの間に生じる補助対象経費に係る補助金の額の算定について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市創業者応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市創業者応援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費の内容	補助金の額	補助対象期間	限度額
事業所賃借料	申請日（2回目の申請にあっては、1回目の申請日）の6月前の日から3月後の日までに契約した事業所の借上げに要する経費（敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料）	補助対象経費の額に2分の1（女性、35歳未満の者（以下「若者」という。）及び55歳以上の者（以下「シニア」という。）にあっては、3分の2）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。	賃貸借契約日の属する月の翌月の1日と申請日（2回目の申請にあっては、1回目の申請日）のいずれか遅い方の日から通算して12月以内	月額5万円 （通算60万円）
事業所改修費用	新たに開設する事業所の外装及び内装並びに設備（備品を除く。）に係る工事費用		申請日（2回目の申請にあっては、1回目の申請日）から通算して12月以内	通算100万円
法人登記等に係る経費	ア 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。） イ 商号登記に係る登録免許税（個人の場合に限る。） ウ 開業や法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費			通算5万円
販売の促進に係る経費	ア 広告宣伝費 イ パンフレット作製費 ウ ホームページ製作費			通算35万円

- 備考 1 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 2 補助対象経費の額に、消費税等は含まないものとする。
- 3 若者及びシニアの年齢は、補助金の申請時（2回目の申請にあっては、1回目の申請時）における年齢により判断するものとする。

年 月 日

大分市創業者応援事業補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住所
氏名
連絡先

〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び所在地並び
に代表者及び担当者の氏名 〕

大分市創業者応援事業補助金の交付を受けたいので、大分市創業者応援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 補助対象事業計画名

2 交付を受けようとする補助金の額 円

3 補助対象事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 市税完納証明書
- (3) 誓約書
- (4) 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (5) 法人登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (6) 税務署に提出した開業届出書の写し（申請者が創業後の個人である場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

大分市創業者応援事業補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった大分市創業者応援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市創業者応援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 事業所の所在地
- 2 補助事業者の名称
- 3 交付決定額 円
- 4 交付の条件
 - (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書を市長に提出し、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業完了後3年は、事業の状況について報告すること。

年 月 日

大分市創業者応援事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住所
氏名
連絡先

〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び所在地並び
に代表者及び担当者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた大分市創業者応援事業については、事業を完了したので、大分市創業者応援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 事業の成果

2 事業完了年月日

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 契約書及び支払を証する書類の写し
- (4) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明
- (5) 住民票の写し（補助事業者が個人であつて、申請時に提出していない場合に限る。）
- (6) 法人登記事項証明書又は税務署に提出した開業届出書の写し（申請時に提出していない場合に限る。）
- (7) 補助金の交付決定を受けた事業により開設した事業所の写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

大分市創業者応援事業補助金確定通知書

殿

大分市長

印

大分市創業者応援事業補助金の額を、次のとおり確定したので大分市創業者応援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

- 1 決定年月日及び決定通知書番号 年 月 日
第 号
- 2 補助金の交付確定額 円

年 月 日

大分市創業者応援事業補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 住所
氏名
連絡先

（ 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び所在地並び
に代表者及び担当者の氏名 ）

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった大分市創業者応援事業補助金について、大分市創業者応援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	種類	普通 当座
	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)

年 月 日

大分市創業者応援事業補助金消費税等仕入控除税額確定報告書

大分市長 殿

報告者 住所
氏名
連絡先

（ 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び所在地並び
に代表者及び担当者の氏名 ）

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった大分市創業者応援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分市創業者応援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 補助金の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 円 |
| 5 | 添付書類
内訳資料等その他参考となる資料 | |